

令和8年6月22日  
土木部 監理課

**県発注工事の現場事故について  
指名停止措置を行いました**

糸魚川地域振興局農林振興部発注の工事において、令和8年5月27日に関係者1名が負傷する現場事故を起こした企業に対して、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領により、下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

- 1 指名停止措置業者〔根拠条文〕  
株式会社 笠原建設（糸魚川市）〔措置要領第2条第1項〕
- 2 指名停止期間  
令和8年6月22日から令和8年7月5日まで（2週間）

※ 新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領（第2条関係）別表第1、第7号

措 置 要 件	期 間
7 県発注工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者、負傷者若しくはその他の事由による休業者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4か月以内

本件についてのお問い合わせ先  
監理課建設業室 〔担当〕大越、鎌田  
(直通) 025-280-5839 (内線) 3202